

**北九州市地方独立行政法人委員会条例（抜粋）**

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

**地方独立行政法人法（抜粋）**

（中期目標）

第 2 5 条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 略
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第 2 6 条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 略
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 ~ 5 略

（財務諸表等）

第 3 4 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第 4 項及び第 9 9 条第 8 号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 略

(会計監査人の監査)

第35条 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 略

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 略

## 地方独立行政法人法施行令(抜粋)

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第5条 法第35条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 法第35条に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が100億円以上であること。

(2) 法第34条第1項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終の貸借対照表(以下この号において「最終の貸借対照表」という。)の負債の部に計上した金額の合計額(新たに設立された地方独立行政法人(法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該地方独立行政法人の負債の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額)が200億円以上であること。

## 北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抜粋）

（財務諸表）

第 9 条 法第 3 4 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （1）キャッシュ・フロー計算書
- （2）行政サービス実施コスト計算書

（積立金の処分に係る承認の手続）

第 1 2 条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」  
という。）に係る法第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、同条  
第 1 項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又  
は一部を同条第 4 項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間にお  
ける業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市  
長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の 6 月 30 日までに、同項  
の規定による承認を受けなければならない。

- （1）承認を受けようとする金額
- （2）前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当  
該期間最後の事業年度の損益計算書を添付しなければならない。

**学校教育法（抜粋）**

第 109 条 略

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3～4 略

**学校教育法施行令（抜粋）**

（認証評価の期間）

第 40 条 法第 109 条第 2 項（法第 123 条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は 7 年以内、法第 109 条第 3 項の政令で定める期間は 5 年以内とする。

**地方独立行政法人法（抜粋）**

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第 30 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2～3 略

（認証評価機関の評価の活用）

第 79 条 評価委員会が公立大学法人について第 30 条第 1 項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。